

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱の制定について
- 2 新型コロナウイルス感染症に関する市立小中学校の対応について

○開催日 令和2年（2020年）7月22日
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱の制定について

学校教育部 教育支援推進室

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による就学援助の受給者への経済的影響に鑑み、枚方市就学援助受給者への特別給付金及び昼食費補助を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱を制定するものです。

2. 内容

次ページのとおり

3. 施行日

令和2年（2020年）7月14日

枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱

令和 2 年 7 月 14 日制定
枚方市要綱 第 57 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による就学援助（枚方市就学援助規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 1 条に規定する就学援助をいう。以下同じ。）の受給者（以下「受給者」という。）への経済的影響に鑑み、枚方市就学援助受給者への特別給付金（以下「特別給付金」という。）及び昼食費補助（以下「特別給付金等」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 特別給付金等の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に規則第 4 条第 1 項の規定による申請を行うことにより規則第 5 条第 1 項の規定による認定（規則第 6 条第 2 項に規定する就学援助に係る認定を除く。以下「就学援助認定」という。）を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている者は、支給対象者とししない。

(支給額)

第 3 条 特別給付金の額は、就学援助認定に係る児童生徒（規則第 2 条第 1 項に規定する児童生徒をいう。以下同じ。）1 人につき、50,000 円とする。

2 昼食費補助の額は、就学援助認定に係る児童生徒 1 人につき、その在学する学校が新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業をした期間（就学援助認定に係る期間に限る。）において、当該児童生徒に対して給食を提供することが予定されていた日数（枚方市立の小学校及び中学校以外の小学校、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に在学していた児童生徒にあっては、当該期間において、当該児童生徒が枚方市立の小学校又は中学校に在学していたとした場合に当該児童生徒に対して給食を提供することが予定されていた日数）に 230 円（中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に在学していた児童生徒にあっては、330 円）を乗じて得た額とする。

(申込み及び支給の決定)

第 4 条 特別給付金等の申込み及び支給の決定については、別に定める。

(支給の方法)

第 5 条 特別給付金等の支給の方法は、受給者の口座への振込みの方法によるものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第 6 条 特別給付金等の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給決定の取消し等)

第 7 条 市長は、虚偽その他不正な手段により特別給付金等の支給の決定を受けた者がある場合

は、第4条の規定による支給の決定を取り消し、既に支給した特別給付金等があるときは、その全部又は一部の返還を求めることがある。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年4月1日以後の日にあった特別給付金等の申込みについて適用する。

新型コロナウイルス感染症に関する市立小中学校の対応について

学校教育部 教育支援推進室

1. 要旨

文部科学省は国の専門家会議の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を示しました。本市においては、国の示した「地域の感染レベル」を本市の感染状況等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、流行を拡げること避けつつ、児童生徒の教育の機会を確保するために、そのレベルに沿った「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を示すレベルを設定しています。

学校は、そのレベルに沿って感染症対策を講じた上で教育活動を行います。

2. 内容

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症に関する市立小中学校の対応について

本市教育委員会においては、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、市域の感染者数増加等の状況を踏まえ、流行を拡げること避けつつ、児童生徒の教育の機会を確保するために、学校の行動基準を示すレベルを設定しています。

学校は、そのレベルに沿って感染症対策を講じた上で教育活動を行います。

現時点の「レベル」について

現在は「レベル1」です。

レベル設定について

レベル1 通常登校

感染症対策を講じた上で、通常の活動

レベル2 通常登校

感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染症対策のさらなる徹底

レベル3 分散登校・短縮授業

感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）を実施しない
部活動の休止

児童生徒または教職員に感染者が確認された場合の対応

- (1) 当該校を概ね3日間臨時休業（土日祝日等の休日を含む）とし、保健所の指示のもと必要な消毒や対策を実施し、保健所、学校園医と協議を行ったうえで学校を再開します。ただし、保健所の指示等により、濃厚接触者の特定や学校施設の消毒等の確認及び対応が完了次第、保健所、学校園医と協議の上、3日を待たず再開することもあります。
- (2) 児童生徒の感染が判明した場合は、治癒するまで当該児童生徒を出席停止とします。
- (3) 児童生徒が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止とします。
- (4) 学校再開後も濃厚接触者が相当数存在する学級において、保健所、学校園医と相談の上、当該学級を閉鎖する場合は、その間タブレット等を活用し、児童生徒の学習保障を行います。
- (5) 留守家庭児童会室については、感染者が確認された学校の休業期間中は閉室します。